

日時・場所	令和6年3月18日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、布施政策調整部長、川尻総務部長、長尾市民部長、武内市民部政策監、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、駒井健康福祉部政策監兼市立野洲病院事務部長、岡崎都市建設部長、西村環境経済部長、馬野教育部長、事務局

1. 開会

<市長挨拶>

- 15日（金）、第3回 MIZBE ステーションかわまちづくり協議会を開催し、成案化に向けて事業を進めていくことを認めていただいた。これから一步一步前へ進めていきたい。
- 今週22日（金）に本会議最終日となるのでよろしくお願いする。

2. 議題

【報告事項】

①委任専決処分の報告について

2月15日と3月11日に行った委任専決処分2件について概要を報告する。

②令和6年第2回野洲市議会定例会提出議案について

令和6年第2回野洲市議会定例会提出議案に補正予算2件を提出する。

③野洲市地域公共交通計画について

第2次野洲市総合計画について、人の移動の面から支え、将来にわたって持続可能なネットワークへと再構築するため、野洲市地域公共交通計画を策定する。

→事業スケジュールの見通しは。

→本計画は5年に1度の策定であるが、例えば国の政策の変更によって路線バスの補助金の要件が変わることがあるので、そういった場合は臨機応変に対応していく。

→交通システムの高度化は検討されているのか。

→令和6年度予算にコミュニティバスの乗客数調査を計上している。民間バスは各社で実施されているので、そことリンクさせながらどう対応していくか検討していく。

道路関係では、国道事務所でETCを使ったデータの採取等実施されているので、今後は、こうした取組みと連携した協議が想定される。

④野洲市市民憲章及び市の花、鳥、木の制定（パブコメ結果含む）について

令和6年10月に野洲市市制施行20周年を迎えることを機に制定する「市民憲章」及び「市の花、市の鳥、市の木」について報告する。

【パブリックコメント後の取扱について再度、精査するため、3月の全員協議会での報告を取り下げ】

⑤地域生活支援拠点等整備事業の開始について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 4 項に規定する「地域生活支援拠点等」を湖南 4 市（草津市、守山市、栗東市及び本市）で進めていく。

→「拠点」や「整備」という言葉を使うと、建物が整備されるイメージを持ってしまうので、湖南 4 市の事業者間の連携を強化する、ということがわかるような表現に変えてはどうか。

→検討する。

⑥野洲市と明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定の締結について

野洲市と明治安田生命保険相互会社は、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図るため、連携協定を締結する。

⑦市立野洲病院と滋賀県立総合病院の連携と協力に係る基本協定書の変更（案）について

令和 3 年 3 月 11 日に締結した滋賀県立総合病院との連携と協力に係る基本協定書について、さらに緊密な連携・協力をを行うことを目的として、基本協定書の変更を行う。

→協定の締結者について、市立野洲病院の病院長となっている。協定の内容に「病院の経営または整備もしくは改修に係る情報交換」が含まれているが、今回も病院長のままにされている理由は。

→県立総合病院側も引き続き総長となっていることから、病院長のままとした。

⑧病院事業の剰余金の活用について

病院事業の剰余金について、令和 6 年度から令和 10 年度までの活用計画を報告する。

→計画活用予定額（インベスト）に「病院職員に対する処遇改善経費」とあるが、令和 6 年度の当初予算に計上されているか。

→当初予算には計上していない。人事院勧告のタイミングと合わせて、12 月補正で対応する予定。

⑨市立野洲病院東館耐震補強工事の工期延長等について

市立野洲病院東館耐震補強工事について、作業途中に図面のない壁や配管が出現し、仕様通りの図面で工事を進めることが困難となったため、工期の延長及び工事内容の一部変更を行う。

⑩新しい「野洲市民病院」ニュースの全戸回覧について

令和 8 年度中の野洲市民病院の竣工・開院に向けて、現在の進捗状況等を市民に周知するため、全戸回覧を実施する。

→本件に限らず、市民向けの資料全般については、簡易な言葉、表現で作成するように。（市長）

⑪公立病院・経営強化プランについて

令和6年度～令和9年度までの期間における市立野洲病院・経営強化プランについて報告する。

⑫「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定について

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条において、策定は努力義務とされているが、地球温暖化対策に関する国の補助金は、計画策定が前提条件となっていることや、近隣市町の策定状況を踏まえ、本市でも策定することとした。

→進捗管理に用いる指標について、現状ですでに達成しているものは別で示してはどうか。

→検討する。

⑬全員協議会への提出事項について

令和6年3月22日（金）開催の全員協議会に報告事項22件、連絡事項1件を提出する。

3. 次回部長会議の予定

3月25日（月）9時00分～ 庁議室

4. 閉会